長久手市社会体育団体補助金交付要綱

(通則)

- 第1条 長久手市社会体育団体補助金(以下「補助金」という。)は、愛知県スポーツ協会又は愛知県レクリエーション協会に加盟している社会体育団体が、長久手市における社会体育活動の振興と会員相互の親睦及び交流等を図るために行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する。この交付に関しては、長久手市補助金等交付規則(昭和60年長久手町規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。(交付の対象及び補助金の額)
- 第2条 前条に規定する事業は、次の各号に掲げる事業(以下「補助事業」という。)とし、この実施に必要な経費のうち、市長が認める別表の経費の2分の1以下について交付する。
 - (1) 社会体育団体の育成と発展を図り、他団体との融和を深める事業
 - (2) 各種大会、講習会等社会体育に関する各種事業の企画及び実施に関する 事業
 - (3) 指導者の育成及び資質向上を図る事業
 - (4) その他に市長が必要と認める事業
- 2 補助事業に対する補助金の上限額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) スポーツに関する事業 2,400,000円
 - (2) レクリエーションに関する事業 150,000円
 - (3) 長久手市民体育大会に関する事業 1,000,000円 (交付申請)
- 第3条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体(以下「申請者」という。) は、長久手市社会体育団体補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請 書」という。)に次に掲げる書類を添えて、補助事業実施前までに市長に提出 しなければならない。
 - (1) 事業計画書(様式第1-1号)
 - (2) 収支予算書

(交付決定)

第4条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上、

- 適当と認めたときは、長久手市社会体育団体補助金交付決定通知書(様式第 2号)により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は前項の決定をする場合において、条件を付することができる。 (概算払)
- 第5条 市長が特別の理由があると認めたときは、補助金の交付決定を受けた 団体(以下「補助団体」という。)は、補助金の全部又は一部を概算払により 請求することができる。補助団体が概算払により、補助金を受けようとする ときは長久手市社会体育団体補助金概算払請求書(様式第3号)を市長に提 出しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第6条 申請者は、第4条の規定による通知を受けた場合において、当該通知 に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、 当該通知を受けた日から15日以内に交付申請書の取下げをすることができ る。
- 2 前項の規定による交付申請書の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(計画の変更、中止又は廃止の申請等)

- 第7条 補助団体は、補助事業等の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ長久手市社会体育団体補助金変更等承認申請書(様式第4号。以下「変更等承認申請書」という。)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金の目的を損なわない事業計画の細部を変更する場合においては、この限りではない。
- 2 市長は前項の変更等承認申請書の提出があったときは、内容を審査の上、 適当と認めたときは、長久手市社会体育団体補助金変更等承認通知書(様式 第5号)により、補助団体に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変 更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 補助事業の完了後、補助団体は、長久手市社会体育団体補助金実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、

補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該事業実施年度の 3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 概算払により補助金の交付を受けたときは、併せて長久手市社会体育団体 補助金概算払精算書(様式第7号)を提出しなければならない。
 - (1) 事業報告書(様式第6-1号)
 - (2) 収支決算書
 - (3) 現金出納簿
 - (4) 当該年度の通帳の写し

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書に基づき補助金の額を確定し、長久手市社 会体育団体補助金交付確定通知書(様式第8号)により、補助団体に通知す るものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による補助金の交付確定を受けた補助団体が、補助金の 交付を請求しようとするときは、長久手市社会体育団体補助金請求書(様式 第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、第5条の規定による概算払で補助金の交付を受けた補助団体に対して、第9条の規定により確定した額が、既に支払われた概算の補助金額を下回った場合は、その差額の返還を長久手市社会体育団体補助金精算金返還命令書(様式第10号)により求めることができる。

(財産処分の制限)

- 第12条 規則第15条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。
- 2 規則第15条第2号に規定する市長の定める財産は、取得価格が単価5万円以上のものとする。
- 3 補助団体が規則第15条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
 (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。 (長久手市社会教育関係団体補助金交付要綱の廃止)
- 3 長久手市社会教育関係団体補助金交付要綱は、廃止する。

別表(第2条関係)

経費	備 考			
人件費	事務手当 (会計事務等)			
印刷費	冊子、チラシ、折り込み等			
保険掛金	傷害保険等			
報償費	講師謝金等			
消耗品費	事務用品、資料コピー等			
使用料	会議室等使用料、会場借上料			
	*市の減免を受けているものは対象外			
飲食費	会議湯茶、講師弁当代等			
	*慰労会等の経費は対象外			
旅費	会議、研修、視察等旅費			
	*慰労的な視察研修は対象外			
参加費	大会、研修等			
通信運搬費	切手代、郵送費等			
備品費	備品等の購入、補修等			
手数料	振込手数料等			
委託費	医師派遣、車両運行、各種リース等			

その他	市長が必要と認めたもの
-----	-------------

長久手市社会体育団体補助金交付申請書

年 月 日

長久手市長 殿

住 所

団 体 名

代表者職氏名

このことについて、下記のとおり

事業を

実施したいので、長久手市社会体育団体補助金交付要綱第3条の規定により申請 します。なお、同要綱を遵守します。

記

- 1 事業の目的
- 2 補助金申請額

金

- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書(様式第1-1号)
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他参考となる資料

事業計画書

月日	事	業	名	内	容	備	考

様式第2号(第4条関係)

長久手市社会体育団体補助金交付決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

長久手市長

年 月 日付けで補助金交付申請のありましたこのことについて、下記のとおり決定しました。

記

- 1 事業名
- 2 補助金額金
- 3 交付条件
 - (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、承認を受けること。

円

(2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が 困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示を受けること。

長久手市社会体育団体補助金概算払請求書

年 月 日

長久手市長 殿

住 所 団体名 代表者職氏名

(EII)

年 月 日付け 第 号で長久手市社会体育団体補助金交付決定通知のありました補助金について、長久手市社会体育団体補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の概算払を請求します。

記

1 請求金額

金

円

2 振込先

金融機関名 本支店名

- 口座種別・番号
- 口座名義人 (フリガナ)

様式第4号(第7条関係)

長久手市社会体育団体補助金変更等承認申請書

年 月 日

長久手市長 殿

住 所

団 体 名

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けました補助事業について、計画を変更したいので下記のとおり申請します。

記

- 1 変更・中止の理由
- 2 変更の内容 (実施日、補助対象経費等)
- 3 変更により増減額すべき予算の額
- 4 添付書類
 - (1) 変更内容を対比した収支予算書
 - (2) 事業計画書

様式第5号(第7条関係)

長久手市社会体育団体補助金変更等承認通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

長久手市長

年 月 日付けで変更等承認申請のあった補助事業等の変更については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

- 1 申請の内容
- 2 補助金額

 変更前
 金

 変更後
 金

3 交付の条件

長久手市社会体育団体補助金実績報告書

年 月 日

長久手市長 殿

住 所

団 体 名

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 事業については、下記のとおり実施しましたので、 長久手市社会体育団体補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 添付書類
 - (1) 事業報告書(様式6-1号)
 - (2) 収支決算書
 - (3) 現金出納簿
 - (4) 当該年度の通帳の写し

事 業 報 告 書

月日	事 業 名	会 場	結 果	経 費

様式第7号(第8条関係)

長久手市社会体育団体補助金概算払精算書

年 月 日

長久手市長 殿

住 所団 体 名代表者職氏名

年 月 日付け 第 号にて交付決定があり、概 算払を受けた長久手市社会体育団体補助金について、下記のとおり精 算報告します。

記

1 実績額

金

2 交付決定額

金

3 概算払済額

金

4 精算額

金

様式第8号(第9条関係)

長久手市社会体育団体補助金交付確定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

長久手市長

年 月 日付けで提出のありました実績報告書により、 事業補助金は、下記のとおり確定しました。 記

補助金の額

金

長久手市社会体育団体補助金請求書

年 月 日

長久手市長 殿

住 所

団 体 名

代表者職氏名

(EII)

年月日付け第号で補助金交付確定通知のありました事業については、下記のとおり補助金を請求いたします。

記

- 1 事業の目的
- 2 補助金申請額

金

3 振込先

金融機関名 本支店名

口座種別・番号

口座名義人(フリガナ)

(注) 補助金交付確定通知書の写しを添付すること。

様式第10号(第11条関係)

長久手市社会体育団体補助金精算金返還命令書

年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付け 第 号で確定した補助金額について既に 支払われた概算の補助金額を下回ったため、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 事業名
- 2 返還命令額

金

円

	交付確定額	概算払済額	返還命令額	返還期限	
•	円	円	円	年月	日